

締約国に関する情報 I L	イスラエル 一般情報	附属書 B 1 I L
国内官庁の名称	Israel Patent Office (イスラエル特許庁)	
所在地	The Technology Park, Bldg. 5, Malcha, Jerusalem 96951, Israel	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(972-73) 392 73 13, 392 73 20	
電子メール	pctoffice@justice.gov.il	
インターネット	http://www.gov.il/en/departments/ilpo	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	電子メールによる提出を受理する	
送付することができる書類の種類	国際出願書類を除くすべての書類	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある ²	
イスラエルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	イスラエル特許庁又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される ³ ： 国民による出願 居住者による出願	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 出願書類をDASから取得できるようにするための請求方法の詳細に関しては、次を参照されたい：
<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO>

3 特許出願人はイスラエル特許法(5727-1967)第98条の規定を参照されたい：「イスラエル国民、イスラエル永住者又は国家に忠誠を誓わなければならないその他の者は、兵器若しくは武器又はその他の軍事的価値があるものを主題とする発明、又は第95条で扱う発明について、(i) 国防省から事前による承諾を得た場合、又は、(ii) イスラエルにおいてその発明に関する特許出願を行い、その出願から6か月以内に国防省が第94条に基づく命令を行わなかった場合若しくは命令を行ったが効力を失った場合を除き、外国で出願してはならず、(直接又は間接的に)当該出願を提出させてはならない」。

I L	イスラエル (続き)	I L
イスラエルが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ⁴	イスラエル特許庁	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加特許	
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>手数料は次の方法で支払うことができる:</p> <p>1) Israeli Postal Bank の各支店から新イスラエル・シェケル建で, 望ましくは国内官庁から入手できる預入票を使用し, 国内官庁の郵便局口座 (No. 0-24145-2) に預入を行う。銀行送金による支払は推奨されない。銀行手数料差引後の受取額が一致しない場合, 支払が遅延した場合, 又は出願を特定するために送付された情報が不十分である場合, 国内官庁は責任を負うことができない。支払受領書は国内官庁に提出しなければならない。</p> <p>2) 次の政府のオンライン支払用ウェブサイト経由: http://ecom1.gov.il/patents このサイトはヘブライ語である。受領書の写しを国内官庁に提出しなければならない。</p>	
国際型調査に関するイスラエルの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
イスラエルが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
イスラエルが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	要求されない。発明者が受理後の発明者氏名 (名称) の公開及び特許原簿への記録を希望する場合には, 公開前の受理通知の受領日以前に管轄官庁にその旨を通知すべきである。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	

⁴ 対応する国内段階を参照されたい。